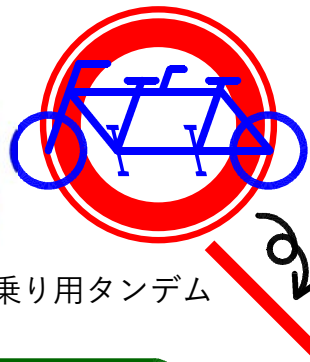


令和2年
10月6日から

徳島県の

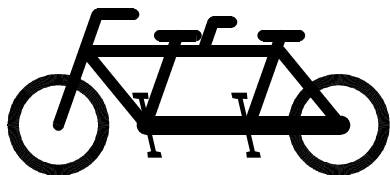
タンデム自転車の公道走行が解禁!!



徳島県道路交通法施行細則の一部が改正され、徳島県内のすべての道路で、2人乗り用タンデム自転車での走行ができるようになりました。

タンデム自転車って？

公道走行解禁のタンデム自転車は、2人乗り用としての構造が有り、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車です。

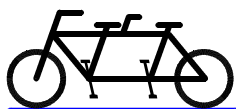


普通自転車ではありません。

タンデム自転車の特徴は？

- ・ 一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- ・ 後ろの人はハンドル操作がいらず、視覚障害のある方も自転車走行を楽しむことができます。
- ・ 一般的な自転車と比べて車体が長いので、小回りが効きにくいです。
- ・ 2人でペダルをこぐため、速度が出やすくなります。

普通自転車じゃない！



タンデム自転車



普通自転車

タンデム自転車も普通自転車も【軽車両のうちの自転車】に区分されますが、**タンデム自転車は、普通自転車の基準を満たしていないので【普通自転車ではない自転車】**となります。

軽車両



馬



リヤカー

など

自転車

タンデム自転車



普通自転車



ベロタクシー など



など

普通
自転車
とは

- ①車体の大きさ
長さ 190cm以内
幅 60cm以内
であること

- ②車体の構造
- ・ 側車を付けていないこと
 - ・ 運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

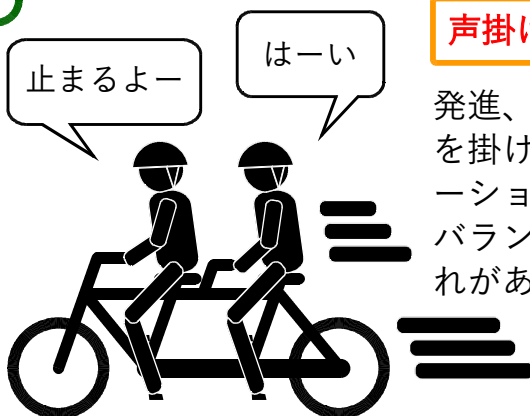
実際に乗る際の注意点は？

走る前に**練習**をしよう

安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。

ヘルメットをかぶろう

ヘルメットをかぶる、手袋をする等、安全対策をしましょう。



声掛けをしよう

発進、停止、右左折等には声を掛け合うなど、コミュニケーションを取りましょう。バランスを崩し転倒するおそれがあります。

タンデム自転車の交通ルール

タンデム自転車は**普通自転車ではない**ので注意が必要です
交通ルールをきちんと理解し、安全運転を心掛けましょう



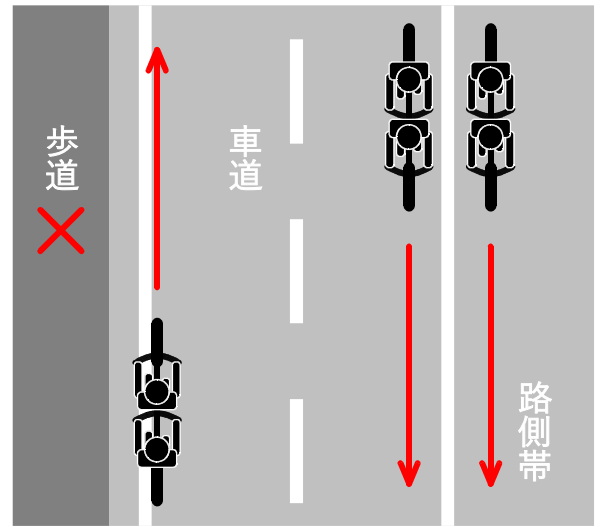
通行場所

- タンデム自転車は車両です。
車道の左側を走ってください。
- 道路左側の路側帯（歩行者専用路側帯は除く）
は走ることができます。
- 歩道に「自転車及び歩行者専用」標識が設置さ
れていても走れません。

この「自転車」は
「普通自転車」のことです。



「自転車及び歩行者専用」
標識



補助標識 自転車を除く

- 標識に「自転車を除く」の補助標識があっても
タンデム自転車は除かれません。
この「自転車」は「普通自転車」のことです。



自転車を除く



自転車を除く

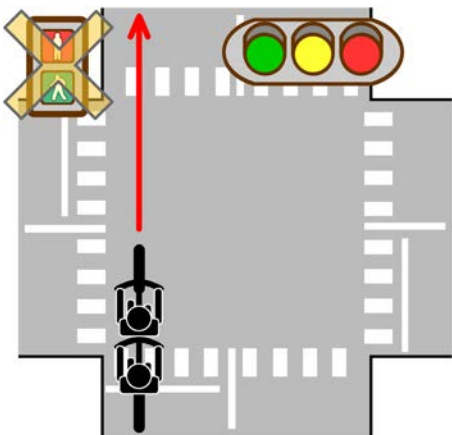


自転車を除く

など

交差点の通行方法

信号機の設置されている交差点を進行する際は
歩行者用信号機ではなく、**車両用信号機**に従って
ください。



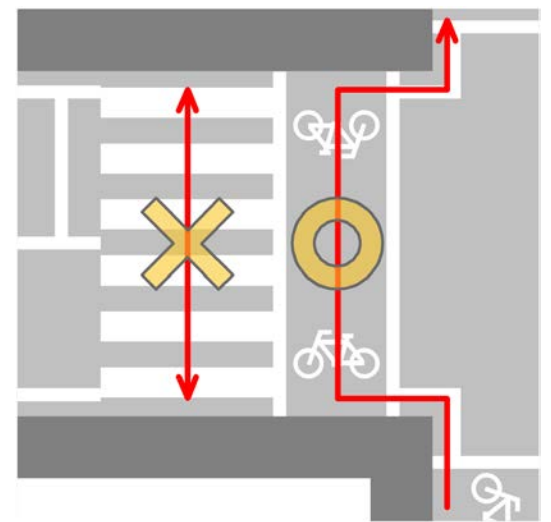
しかし…

「歩行者自転車専用」
の歩行者用信号機
がある場合はその
歩行者用信号機に
従って下さい。



歩行者
自転車
専用

「歩行者自転車専用」の
歩行者用信号機



自転車横断帯のある交差点では、
自転車横断帯を通行してください。
横断歩道は横断できません。

タンデム自転車に限らず、自転車は**車両**です
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで、交通ルール・マナーを守って安全に運転しましょう